

參考資料

■ 策定の経過

都市マスタープランの策定にあたっては、専門的知見や市民の皆様のご意見を計画に反映させるため、佐倉市都市マスタープラン策定懇話会での検討、住民説明会、意見公募手続などを経ながら検討を進めてきました。

頂いたご意見を踏まえて作成した計画案を佐倉市都市計画審議会へ諮問し、その答申を受けて策定しています。

年月日		内容
令和元年	11月22日～ 12月13日	佐倉市市民アンケート調査の実施
令和2年	1月30日	第1回佐倉市都市マスタープラン策定懇話会
	3月24日	第2回佐倉市都市マスタープラン策定懇話会
	8月6日	第3回佐倉市都市マスタープラン策定懇話会
	10月8日	第4回佐倉市都市マスタープラン策定懇話会
	11月7日	都市マスタープラン見直し説明 (志津市民プラザ・臼井公民館)
	11月8日	都市マスタープラン見直し説明 (中央公民館・和田ふるさと館)
	11月9日～ 11月30日	意見募集(序章～第4章までの案)
	12月18日	第5回佐倉市都市マスタープラン策定懇話会
令和3年	1月19日	佐倉市都市計画審議会（中間報告）
	2月5日	第6回佐倉市都市マスタープラン策定懇話会
	3月30日	意見公募手続
	4月26日	佐倉市都市計画審議会（諮問）
	5月31日	策定・公表

■ 策定体制

○佐倉市都市マスタープラン策定懇話会 委員名簿

	所属機関・役職	氏名	備考
学識経験者	東京情報大学 教授	原 慶太郎	
	佐倉商工会議所 会頭	塚田 雅二	
	社団法人千葉県建築設計事務所協会 印旛支部佐倉地区代表	鈴木 尚	
	千葉大学大学院 准教授	穎原 澄子	令和2年 3月12日まで
	千葉大学大学院 准教授	松浦 健治郎	令和2年 3月13日から
市民	公募市民	友崎 彰	
	公募市民	木内 寛之	

○佐倉市都市マスタープラン策定懇話会 設置要綱

佐倉市都市マスタープラン策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「佐倉市都市マスタープラン」という。）の中間見直しに関し専門的な意見及び市民の意見を反映させるため、佐倉市都市マスタープラン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について専門的な視点及び市民の幅広い視点から意見を述べ、又は市長の求めに応じ、必要な助言を行うものとする。

(1) 佐倉市都市マスタープランの中間見直しに関する事項

(2) その他佐倉市都市マスタープランに関する事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 都市計画に関する優れた識見を有する者

(2) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から佐倉市都市マスタープランの公表の日までとする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 懇話会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和元年10月11日決裁佐計第370号）

この要綱は、決裁の日から施行し、佐倉市都市マスタープランの公表の日をもってその効力を失う。

○佐倉市都市マスタープラン策定懇話会 提言書

佐倉市都市マスタープラン（案）について

市長から令和2年1月30日付けで「佐倉市都市マスタープランの中間見直しに関する提言等」を委嘱された6名の委員で、これまで検討や意見交換を重ね、まとめた「佐倉市都市マスタープラン」（案）を提出します。

佐倉市は、鉄道駅を中心として市街地がコンパクトに形成された都市構造を持ち、それを取り巻くように農地や谷津などの田園風景が保全されており、これから都市経営において重要な要素は確立されています。一方で、今後さらに進展が予測される人口減少や超高齢社会、新型コロナウィルスなどの感染症への対応を求められる中で、この都市構造を維持しつつ、賑わいのある、魅力的なまちしていくことが課題と考えます。

そのためには、市民・事業者・行政が手を携え、佐倉市の特徴である緑豊かな自然や歴史的な風情を活かしたまちづくりを行うとともに、本計画に基づき、生活利便性の維持・強化を図るなど、選ばれるまちづくりに向けた取組をより一層推進されますよう祈念いたします。

令和3年3月1日

佐倉市都市マスタープラン策定懇話会

会長 厚慶太郎

■ 都市計画審議会答申

○ 諒問書

佐 計 第 5 9 号
令和 3年 4月 21 日

佐倉市都市計画審議会
会長 若狭 正伸 様

佐倉市長 西田 三十五



佐倉市都市マスタープラン（案）について

このことについて、都市計画法第18条の2第2項の規定により諒問します。

○答申書

令和3年4月26日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市都市計画審議会
会長 若狭正伸



佐倉市都市マスターplan（案）について（答申）

令和3年4月21日付け佐計第59号で当審議会に諮問されました標記の件について、令和3年4月26日に会議を開催し審議したところ、異存ありませんので答申します。

■ SDGsと都市マスタープランとの関係性

17の目標に対し、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG (United Cities & Local Governments) は自治体行政が果たし得る役割を示しています。このUCLGが示す17の目標毎の役割と都市マスタープランとの関係性を、分野別方針の項目毎に、次の表のとおりまとめました。

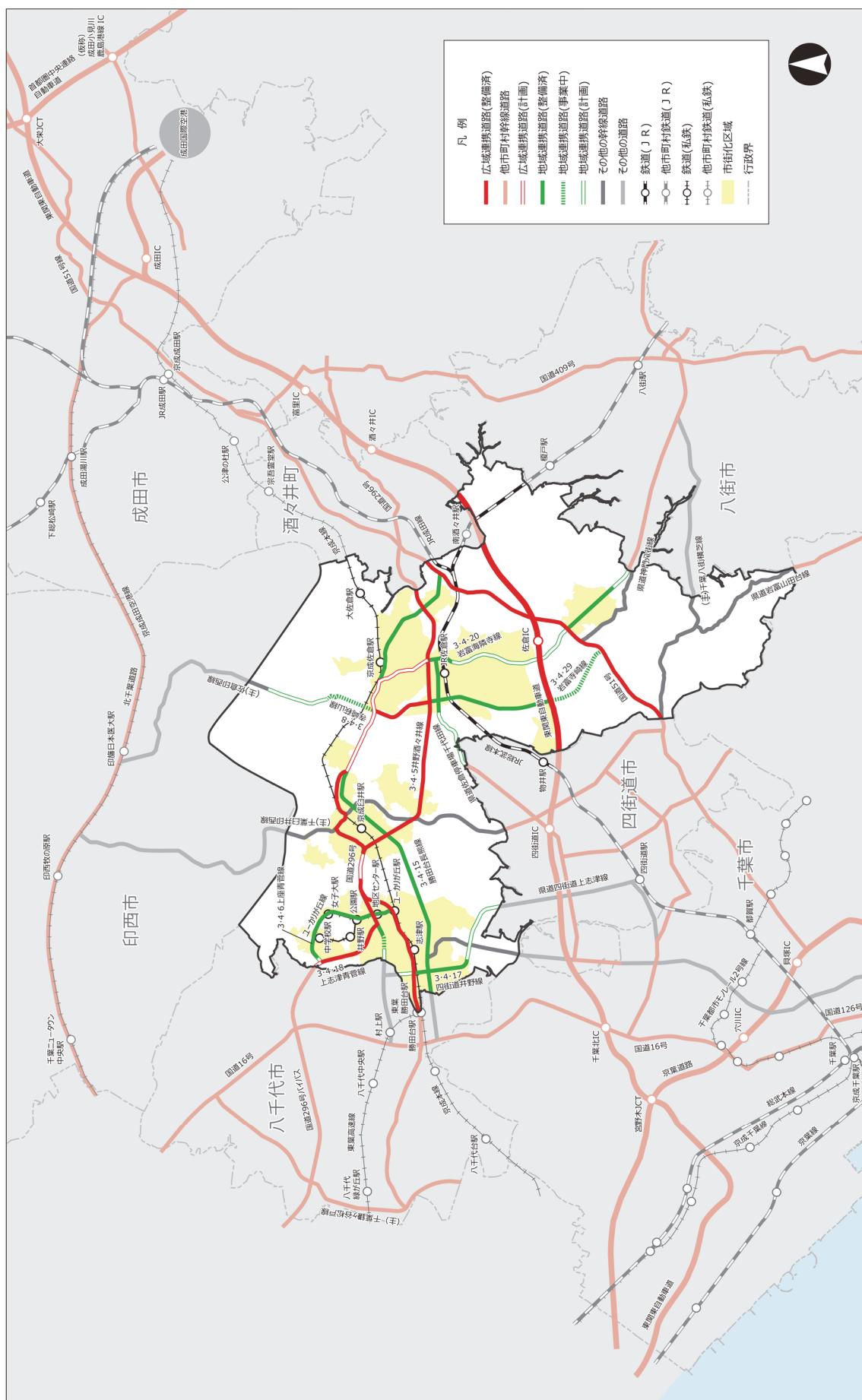
1 貧困をなくす 	1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 『UCLGが示す役割』 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
該当分野	—
2 飢餓をゼロにする 	2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 『UCLGが示す役割』 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し安全な食料確保に貢献することもできます。
該当分野	農用地区域の農地保全や安定した農業経営の確立など持続可能な農業の促進を目指します。 <u>「1.土地利用に関する方針 (P37)」</u>
3 すべての人に健康と福祉を 	3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 『UCLGが示す役割』 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究結果も得られています。
該当分野	医療・福祉などの基礎的なサービスへのアクセスの確保を維持し、安全・安心な道路環境の向上を目指します。 <u>「2.都市交通に関する方針 (P41)」、「3.都市環境に関する方針 (P44)」</u>
4 質の高い教育をみんなに 	4 すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 『UCLGが示す役割』 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
該当分野	自然環境に対する意識や郷土意識を醸成するため、自然や歴史文化資産を活用した教育、郷土学習などの充実を目指します。 <u>「3.都市環境に関する方針 (P44)」、「5.都市の魅力向上に関する方針 (P51)」</u>
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメント（能力強化）を行う 『UCLGが示す役割』 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
該当分野	—

 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>≪ U C L G が示す役割 ≫</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
<p>該当分野</p>	<p>自然環境の保全や施設等の適正な維持管理などを通じ、安全な水へのアクセスを維持します。</p> <p>「1.土地利用に関する方針（P37）」、「3.都市環境に関する方針（P44）」 「4.都市防災に関する方針（P48）」</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>≪ U C L G が示す役割 ≫</p> <p>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的に信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割と言えます。</p>
<p>該当分野</p>	<p>省エネルギー、再生可能エネルギーなどの推進や安定的なエネルギー源へのアクセスを目指します。</p> <p>「3.都市環境に関する方針（P44）」、「4.都市防災に関する方針（P48）」</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>≪ U C L G が示す役割 ≫</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
<p>該当分野</p>	<p>適切な雇用創出や起業などを支援し地域経済の活性化を図ります。</p> <p>「1.土地利用に関する方針（P37）」</p>
 <p>9 産業と技術革新の基礎をつくろう</p>	<p>9 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る</p> <p>≪ U C L G が示す役割 ≫</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
<p>該当分野</p>	<p>強靭なインフラ整備のほか、環境に配慮し、持続可能な産業振興に取り組みます。</p> <p>「1.土地利用に関する方針（P37）」、「2.都市交通に関する方針（P41）」 「3.都市環境に関する方針（P44）」、「5.都市の魅力向上に関する方針（P51）」</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10 各国内および各国間の不平等を是正する</p> <p>≪ U C L G が示す役割 ≫</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>該当分野</p>	<p>ユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが生活しやすいまちづくりを目指します。</p> <p>「2.都市交通に関する方針（P41）」、「3.都市環境に関する方針（P44）」</p>

<p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>11 包括的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する</p> <p>« UCLGが示す役割»</p> <p>包括的で、安全な強靭で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
<p>該当分野</p>	<p>自然環境に配慮しつつ、誰もが生活しやすい、強靭かつ持続可能なまちづくりを目指します。</p> <p>「1.土地利用に関する方針（P37）」、「2.都市交通に関する方針（P41）」 「3.都市環境に関する方針（P44）」、「4.都市防災に関する方針（P48）」 「5.都市の魅力向上に関する方針（P51）」</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>« UCLGが示す役割»</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることができます。</p>
<p>該当分野</p>	<p>自然と調和した生活環境形成や廃棄物対策など環境負荷軽減を推進します。</p> <p>「3.都市環境に関する方針（P44）」</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>« UCLGが示す役割»</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>該当分野</p>	<p>都市の低炭素化や気候関連災害や自然災害に対する強靭化を目指します。</p> <p>「3.都市環境に関する方針（P44）」、「4.都市防災に関する方針（P48）」</p>
<p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	<p>14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能に利用する</p> <p>« UCLGが示す役割»</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>該当分野</p>	<p>土壤汚染などが河川を通じて海洋汚染につながることの無いよう配慮したまちづくりを目指します。</p> <p>「3.都市環境に関する方針（P44）」</p>
<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>« UCLGが示す役割»</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>該当分野</p>	<p>森林等を保全し、自然環境に配慮したまちづくりを目指します。</p> <p>「1.土地利用に関する方針（P37）」、「3.都市環境に関する方針（P44）」</p>

 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包括的な制度の構築を図る</p> <p>《UCLGが示す役割》 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>該当分野</p>	<p>様々な形での情報発信や市民が主体のルール作り支援など、市民参加型の行政を推進します。</p> <p>「3.都市環境に関する方針（P44）」、「4.都市防災に関する方針（P48）」</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>《UCLGが示す役割》 自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>
<p>該当分野</p>	<p>市民・住民組織や民間企業など官民協働のまちづくりを目指します。</p> <p>「2.都市交通に関する方針（P41）」、「3.都市環境に関する方針（P44）」 「4.都市防災に関する方針（P48）」、「5.都市の魅力向上に関する方針（P51）」</p>

■ 広域での道路の状況



※他市町の道路については、公表されている資料を参考に描画したものであります。

すべての道路を表示したものではありません。

■ 用語の解説

あ

I C T

Information and Communication Technology の略で、「情報通信技術」の意味
コンピューターを使って人と人、人とコンピューターが通信する応用技術のこと

空き家バンク

空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み

S D G s

Sustainable Development Goals の略で、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

エリアマネジメント活動

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組

汚物処理場

各家庭から排出されたし尿や浄化槽汚泥を適正に処理する施設
佐倉市・四街道市・八街市・富里市・酒々井町の4市1町で構成された印旛衛生施設管理組合が運営

か

開発許可基準

開発行為（建築物の建築や特定工作物の建設を目的とする土地の区画形質の変更のこと）を行なうためには、原則として知事の開発許可を受ける必要があり、許可を与えるか否かの基準のこと

旧城下町地区

新町地区を中心とした旧城下町及びその周辺地域

グリーンインフラ

グリーンインフラストラクチャーの略で、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める上で、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用すること

景観協定

景観法に基づく制度で、景観計画区域内の一団の土地の所有者や借地権者の全員の合意で結ばれた、良好な景観の形成に関する協定のこと

建築協定

土地所有者等同士が締結した建築基準法による最低基準を超えた高度な基準に関する契約を公的主体が認可することによって、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度

広域防災拠点

救援物資の中継・分配機能、広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能、海外からの支援物資・人員の受け入れ機能、災害医療支援機能、物資等の備蓄機能などを備え、域外から域内への最初の中継地となる拠点

高規格幹線道路

高速自動車国道を中心に一般国道の自動車専用道路と本州四国連絡道路を加えた全国的な自動車交通網を形成する自動車専用道路で、自動車が高速かつ安全に走行できるような構造となっている道路

公共下水道ストックマネジメント計画

下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、維持管理、更新を一体的に捉えて計画的・効率的に管理するための計画

高度利用地区

都市計画法に基づく地域地区の1つで、容積率の最高限度と最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限を都市計画に定め、合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地における土地の高度利用を指定した地区

高度処理型合併処理浄化槽

通常の合併処理浄化槽が微生物による汚れの除去をすることに加え、化学分解によってリンの除去することで、汚水をよりきれいな水として処理する浄化槽

国土強靭化地域計画

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靭な国づくり・地域づくりを推進するため、都道府県又は市町村が策定する「国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画」

さ

佐倉市雨水管理総合計画

近年の局所的集中豪雨による浸水被害の早期軽減を目的に、今後の雨水対策の実施箇所や整備水準、整備方針を定めた計画

佐倉市景観計画

景観法に基づき、景観行政団体である佐倉市が策定した良好な景観の形成に関する計画

佐倉市公共施設等総合管理計画

公共施設等の老朽化対策に計画的に取り組んでいくとともに、財政負担の軽減・平準化を図り、将来を見据えた適切な公共施設等のあり方を検討していくための基本的な方針を示す計画

佐倉市商店街空き店舗等出店促進補助金

佐倉市内の商店街の中にある空き店舗や空き家を使って事業を始める人に対し、改装費や賃借料などの一部を補助する制度

佐倉市人口ビジョン

佐倉市における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもの

佐倉市人・農地プラン

地域の高齢化や農業の担い手不足が心配される中、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地域や集落の話し合いに基づき、とりまとめるプランで、地域農業の担い手を「地域の中心となる経営体」と呼び、農地の集積計画や利用図を作成し、地域における将来的な農地利用の「設計図」を描いていくもの

佐倉市立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するため、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を誘導するための方針や施策を定める計画

佐倉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法に基づき、都市計画区域を対象とした将来の都市づくりの方向性を示すもので、本計画である「都市マスタープラン」を策定するための指針として、都道府県が策定するもの

市街化区域

既に市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域であり、市街地の拡散的な拡大による都市の無秩序な土地利用や建築立地を防止する役割を持ち、開発行為は原則として抑制される区域

社会実験

新たな施策や事業を本格的に導入する前に、課題や効果などを把握するため、場所や期間を限定して地域とともに試行する取組

準用河川

河川法により指定・管理されている一級河川（国土交通大臣指定）・二級河川（都道府県知事指定）以外の河川で、市長が指定し、河川法の二級河川に関する規定を準用して管理する河川

小規模特認校

児童数が減少し存続が危ぶまれる小学校において、小規模の良さを活かした「特色ある学校運営」を進める場合に限り、自治体全域から児童を集めることが認められる学校

親水施設

水や川にふれることで水や川に対する親しみを深めることを可能にする護岸などの水辺の施設

浸水想定区域

河川の氾濫や局所的な豪雨などによって雨水の排除ができないことによる出水が起きた場合に、浸水が想定される区域

新町地区景観形成重点区域

佐倉市景観条例に規定される、地域の特性及び実状に応じた景観形成に地域の住民等が積極的に取り組む区域

森林環境譲与税

地球温暖化防止や国土の保全、水源のかん養などの公益的機能を有する森林を適切に整備するため、森林環境税が国税として広く徴収され、これを原資として森林を擁する市町村や都道府県に、客観的な基準で按分して譲与されるもの

た

大規模な盛土造成地

盛土の面積が 3,000 m²以上の谷や沢を埋めた造成宅地、盛土する前の傾斜地の角度が 20 度以上で盛土の高さが 5 m 以上の傾斜地盤上に腹付け盛土(既設盛土法面にさらに行う拡幅盛土)とした造成地

第5次佐倉市総合計画

市の将来都市像を明確にし、その将来都市像の実現を図るためのまちづくりの指針となる計画で、市の施策・事業などは、この計画に基づいて推進される市の最上位に位置する計画

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構成

- ・「基本構想」 12年後に実現を目指す将来都市像とその実現に向けた基本方針
- ・「基本計画」 基本構想に基づき推進する施策を4年ごとに見直し、前期・中期・後期に分けた計画を策定
- ・「実施計画」 基本計画に示す施策を実現するための具体的な事業内容を示す事業計画であり、社会情勢や財政状況に柔軟に対応するため毎年見直しを実施

第2次佐倉市地域公共交通網形成計画

鉄道やバスなどの公共交通機関は、日常生活に欠かすことのできない移動手段としての役割を担う一方、自家用車の普及や利用者の伸び悩み、人口減少や少子高齢化といった社会的背景や課題を踏まえ、将来にわたり持続可能な公共交通網を構築するための方針を示す計画

地区計画

都市計画法に基づき、比較的小規模の地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画

電線類地中化

景観の改善や防災、路上空間の確保などを目的に、電線(電力線・通信線など)や関連施設を地中に埋設すること

道路空間の再配分

従来の自動車の通行に主眼を置いた道路を、道路ごとに誰が主体の道路なのかを明確にし、限られた道路空間を有効活用するために幅員構成(車道・植栽帯・歩道など)を再配分すること

都市計画道路

都市計画法に定めがある都市施設であり、知事の承認を受けて都市計画決定した道路

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他の都市計画に関する必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律

都市公園

都市公園法に規定のある、都市計画法に基づき定められた施設として設置する公園・緑地及び地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園・緑地

都市再生特別措置法

少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化や都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、緊急を要する市街地の整備や都市再生整備計画に基づく事業への交付金の交付などの措置を講じることで、社会経済構造の転換を促し、経済の健全な発展や生活の向上に寄与することを目的として制定された法律

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

な

農用地区域

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地

は

Park-PFI

都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法で、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度

バイオマス資源

石油などの化石燃料と異なり、太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が生成する持続的に再生可能な資源であることに大きな特徴を持つ、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなど、動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源

ハザードマップ

風水害や地震などの自然災害が発生したときに想定される各地域の被害の範囲や程度、避難場所や避難所などが示された地図

バリアフリー化

道路の段差などの物理的障壁、障害者や高齢者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁など、障害者や高齢者等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去すること

PFI

Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

P P P

Public Private Partnership の略で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指して、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念・考え方

圃場整備

耕地区画や用排水路、農道の整備、土層改良、耕地の集団化などを実施することによって労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備すること

ま

街中にぎわい推進事業補助金

商店街等が実施する商店街活性化イベント、ホームページ等による情報発信、商店街の法人化支援事業等に関わる経費の一部を補助する制度

や

ヤード

自動車等の解体、産業廃棄物の処理などの作業のために使用している、周囲が鉄壁等で囲まれた作業場

谷津田生態系保全区域

市民ボランティア団体及び市が定期的な管理を行うことにより谷津の景観を復元し、生態系を保全している区域のこと

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけ全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていくこうとする考え方

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の1つで、建物用途の混在を防ぐことを目的に住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定め、建てられる建物等の種類や大きさなどを制限する制度

ら

リノベーション

既存の建物に対して新たな機能や価値を付け加える工事を行うことで、建物の性能を新築の状態よりも向上させたり、価値を高めたりすること

緑地協定

都市緑地法に規定された、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度

6次産業化

第1次産業である農畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通、販売（第3次産業）にも農業者が関わることによって、加工費や流通マージンなどの今まで第2次・第3次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させる取組